

新商連婦人部(県婦協)が第41回定期総会を開催 記念講演や代表発言に多くを学ぶ

新商連婦人部協議会(県婦協)は4月17日、新潟市にて第41回定期総会を開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委任状による参加も可となる中、長岡民商婦人部は県婦協幹事の樋口信子さん(小国支部・設備)と事務局・金内が会場参加しました。

午前は新潟合同法律事務所・二宮淳悟弁護士による「ジェンダーって何？くらしたら考える憲法とジェンダー」と題した記念講演が行われました。

※「ジェンダー」とは、歴史的・社会的・文化的につくられた性別のこと。社会的役割としての男女のあり方、「男らしさ」や「女性らしさ」があるべきなど人間社会における心理的・文化的な通念。

いま、世界ではジェンダー平等の動きが加速しています。しかし、2021年に発表されたジェンダーギャップ(男女格差)指数において、日本は何と153か国中120位、G7各国では最下位です。二宮弁護士は「子を持つ女性の賃金が不当に低い。働いても貧困になるのは日本だけ」と指摘、ジェンダーの問題が子どもの貧困問題ともつながっていることを示しました。また、選択的夫婦別姓問題、所得税法第56条問題についても、憲法の根本原理から乖離した政府の姿勢を批判。「日本国憲法を知り、活かそう」と提言しました。

午後は総会が開かれ、樋口さんが司会を務めました。

冒頭、渡辺照子県婦協会長が「コロナ禍や今春の相次ぐ値上げにより、生活への不安が増している。ロシアによるウクライナ侵攻の早期終結を願っている。平和でこそ商売繁盛、婦人部の仲間を増やしましょう」とあいさつ。5つの民商婦人部が部員拡大やインボイス学習会など、各々の取り組みについて発言、活動と学習の大



司会を務める樋口さん(右)

切さを改めて学びました。コロナ禍の収束が見えない中、私たちの営業と暮らしは本当に大変です。励まし合いながら活動し、要求実現に向けてこれからもがんばりましょう。

事業復活支援金の申請期限近づくと5月の申請相談会のおしらせ

事業復活支援金は5月31日(火)に申請期限を迎えます。また、申請に先立って行う「事前確認」は、5月26日(木)までに完了する必要があります。事業復活支援金の対象となる場合は、早急に準備しましょう。

長岡民商は、事業復活支援金等の申請相談会を行っています。5月の相談会については左記の通りです。会外の仕事仲間やお知り合いの業者も誘い、電話等でご予約のうえ、左記の日時に民商事務所へお越しください。

5月の支援金申請相談会(予約制)

- 第1回相談会 5月6日(金)
- 第2回相談会 5月10日(火)
- 第3回相談会 5月13日(金)

※相談会の前々日までにご予約ください。時間はいずれも9時30分～16時30分

労働保険年度更新未了の事業所へ

労働保険年度更新の手続きを終えていない事業所は、電話等でご予約のうえ、左記の日時に民商事務所へお越しください。

5月2日(月) 9時30分～16時30分

次回の商工新聞は5/11のお届けです

連休の印刷・輸送事情により、次回の商工新聞は5月16日号(今週号は5月9日号)となり、5月11日(水)からのお届けとなります。

なお、事務所のお休みは左記の通りとなります。よろしくお願ひします。

- 4月29日(金)～5月1日(日)
- 5月3日(火・祝)～5日(木・祝)
- 5月7日(土)～8日(日)

